

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第4区分

【発行日】令和4年2月1日(2022.2.1)

【公開番号】特開2021-61715(P2021-61715A)

【公開日】令和3年4月15日(2021.4.15)

【年通号数】公開・登録公報2021-018

【出願番号】特願2019-185880(P2019-185880)

【国際特許分類】

H 02 G 3/04(2006.01)

10

H 02 G 3/30(2006.01)

H 01 B 7/00(2006.01)

F 16 B 2/08(2006.01)

【F I】

H 02 G 3/04

H 02 G 3/30

H 01 B 7/00 301

F 16 B 2/08 U

【手続補正書】

20

【提出日】令和4年1月24日(2022.1.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0030

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0030】

図3に示すようにロック部23は、バンド部21が挿入可能な挿入口24を有している。挿入口24の内面には、係止爪(図示略)が設けられている。バンド部21の先端部の外周面には、バンド部21の幅方向に沿って延びる複数の係止溝(図示略)がバンド部21の長さ方向において所定の間隔を空けて形成されている。バンドクリップ12では、バンド部21に形成された複数の係止溝のうちの1つにロック部23の係止爪を係合させることで、ロック部23に対してバンド部21をロックする。バンドクリップ12では、ロック部23に対するバンド部21の挿入度合いに応じて、バンド部21による電線11の締め付けの度合いを調整することができる。

30

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0065

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0065】

・上記実施形態では特に言及していないが、電線11に対して複数のバンドクリップ12が取り付けられる場合に、クリップ部22の向きは各バンドクリップ12によって任意の向きとすることができます。すなわち、クリップ部22の向きを各バンドクリップ12で同じ向きとしてもよいし、異なっていてもよい。

40

50